

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 許可を要する行為として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積を加え、その基準を定めることとした。
- 2 土地の形質の変更に係る許可の基準について、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合を定めるとともに、1ヘクタール以下の土地の形質の変更で高さが5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴う場合の許可の基準を定めることとした。
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
- 4 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第7号に規定する行為であってこの条例の施行の際既に着手しているものについては、同条の規定は、適用しないこととした。
- 5 改正後の条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）が制定され、日本育英会が解散し、独立行政法人日本学生支援機構が設立されるため、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）が制定され、日本育英会が解散し、独立行政法人日本学生支援機構が設立されるため、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に改めることとした。
- 2 引用条文の「第8条及び第11条」を「第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項」に改めることとした。
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 県立学校のうち高等学校において徴収する授業料の額を次のとおり改定することとした。
 - (1) 高等学校（全日制） 1人につき年額 115,200円
 - (2) 高等学校（定時制（単位制によるものを除く。））
1人につき年額 31,200円
 - (3) 高等学校（定時制（単位制によるものに限る。））
1単位につき 1,680円
 - (4) 高等学校（通信制） 1単位につき 280円
 - (5) 高等学校専攻科 1人につき年額 115,200円
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
- 3 経過措置
 - (1) 平成16年度分の授業料は次のとおりとすることとした。
 - ア 高等学校（全日制） 112,800円
 - イ 高等学校（定時制（単位制によるものを除く。）） 30,000円
 - ウ 高等学校（定時制（単位制によるものに限る。）） 1,620円
 - エ 高等学校（通信制） 230円
 - オ 高等学校専攻科 112,800円
 - (2) 平成17年度分の授業料は次のとおりとすることとした。
 - ア 高等学校（全日制） 114,000円
 - イ 高等学校（定時制（単位制によるものを除く。）） 30,000円
 - ウ 高等学校（定時制（単位制によるものに限る。）） 1,620円
 - エ 高等学校（通信制） 250円
 - オ 高等学校専攻科 114,000円

◇熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例

- 1 新たに県立装飾古墳館分館「歴史公園鞠智城・温故創生館」の研修室の施設使用料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、熊本東警察署の管轄区域の町名を改めるこ

ととした。

- 2 別表備考の基準日を熊本市の住居表示整備事業の実施日に改めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 2による基準日の改正に伴い、先に公布された熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第72条)における基準日の改正規定について所要の改正を行うこととした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 警察法施行令の一部を改正する政令が制定され、地方警察職員の定員の基準が改められることから、熊本県警察職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 食品衛生法の一部改正による引用条項の繰下げにより、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 熊本県税条例の一部改正に伴い、ゴルフ場利用税の非課税申出書(別記第32号の5様式)の様式中の文言を整理することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第1号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第23条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第1備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第2号

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

- 5 第1項の場合において、第1号任期付研究員から苦情の申出があったときは、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、その苦情を適切に処理するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。